

十一月十七日 衆外 州呈 討 懇 意 由 答

(向) 韓国には多数の原爆被爆者が  
治療も受けられないでいると聞くが  
実情如何。

2

(答) 原爆被爆者の韓国における実情  
については正確には承知していませんが、  
原爆被害者援護協会なる被爆者  
の団体があり、四十二年末現在でこの  
団体に四百余名が登録しているとい  
う話は聞いています。(在ソウル大使館報告)  
しかしながら、韓国においては、原爆症

の診断には、未經験のためもあつてか、  
わが国の原爆医療法（昭三二年法律四二号）  
や、特別措置法（昭四三年法律五三号）の如  
き原爆被爆者に対する援護措置は  
未だ講じられていない情況にあると  
承知している。

（註）登録している被爆者の家族を含む

4

めると約千五百名余りになる由であり、また、韓国赤十字が一九六五年に一応の調査を行なっているが、これによれば、被爆者数は五百八十名であった由である。

(向)先般、広島で被爆した孫貴達  
なる女性が、原爆病治療のため密  
入国したが、政府としては、密入国の莫  
はともかく、もっと積極的に救済を講  
じるべきではなかったか。

(答) 孫貴達は、密入国者ではあつたが、本人が被爆者であり、その治療のため密入国した旨申し立てた。其を充分考慮し、本人が広島原爆病院で精密検査を受けられるように特に仮放免の措置をとつた。しかし、検査の結果、原爆症ではない。

との診断が下りかつ本人も診断の  
結果に安堵して帰国を希望した  
ので本國に送還したものである。

問 わが国としては、韓国、原爆被爆者  
者問題は、人道問題として取り上げ、  
何等かの協力を行なうて行くべきと  
考えるが、政府の方針如何。



答。韓国の原爆被爆者が韓国におい  
て適当な援護措置もなく、貧困の  
致し治療を受けられぬような情  
況にあることが事実とすれば、まづ人  
道問題であり、日本政府として、  
韓国政府のとりべき援護措置に対  
する協力の方法につき種々検討し

ているが、激爆患者の治療は、その性格上、長期間を要するものなので、わが国の技術協力の一環として、韓国人医師の研修等の医療協力を行なうことがよいのではないかと考えている。

(注) 医療協力としては、韓国人医師

4

等をわが国に受入れて、原爆病治療  
につき研修を行ない、韓国での治療  
が可能となるよう医師づくりの協  
力する方向で現在韓国側意向を  
打診している。